

Take Action!

社会のために、あなたもできる



川崎市

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

消費者市民社会

ってなんだろう?

Ethical
Consumer

マンガでわかる!
消費者市民社会



川崎市消費者行政センター

はじめに

川崎市では、消費者の主権を確立し消費生活の安定と向上を確保するため、消費者行政センターを設置し、消費生活に関する相談を行うとともに、消費者被害の未然防止のための啓発活動やかしい消費者になるための消費者教育などを実施しています。

本冊子では、市民の皆様へ「消費者市民社会」の考え方を理解していただくために、「消費者市民社会」の実現に向けて『できること』、『知ってほしいこと』を漫画でわかりやすく紹介しています。本冊子を是非、御活用いただき、「社会や経済に影響を与える消費行動」を学んでいきましょう。

センター紹介

消費者行政センターは、皆様の安全で快適な暮らしをサポートしています。

消費者行政センターに相談したら どんなことをしてくれるの？

クーリング・オフの手続き方法や消費生活関連情報などを提供します。



食品や製品による事故の相談を受け付けて、関係機関へ報告します。



弁護士など、他機関を紹介します。



相談者ご自身での解決が困難な相談の場合、トラブル解決のためのあっせん*を行います。



※その他、消費者講座の開催や出前講座（講師派遣）の実施、啓発資料の提供などを行っています。

※「あっせん」とは？

センターが相談者と事業者の間に入り、双方の意見を聞くなどして、話し合いによる解決を図ります。あっせんを行っても双方の合意が得られず解決できない場合は、ADR（裁判外紛争解決手続き）機関や、法律相談の窓口を紹介することがあります。

消費者市民社会ってなに？

消費者一人ひとりが、自分たちのことだけでなく、地域の人々やこれから生まれてくる子どもたちのこと、さらに社会や経済、地球環境のことを考え、消費生活を通して、問題の改善など、より良い社会をつくるために進んで行動し、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会が、「消費者市民社会」です。



消費者市民社会というものはわかったけど、実際にどんなことをしていけばいいのかな

そうなんだ！
思ったより簡単だね。
早速、やってみようかな



例えばだけど、環境や社会に配慮された商品やサービスを選択することや、商品を買過ぎたりしない、余計なサービスは断る、ごみを減らすことなども「消費者市民社会」の一環だよ！



消費者市民社会における具体的な行動！

あなたもできる!!

商品などの安全

- 商品のラベル・説明書をよく読んで使用する。周りの人が誤った使い方をしていれば注意する。
- 安全性に疑問がある場合には事業者へ質問し、トラブルが発生した場合には、事業者へ情報提供し、原因を確認するとともに、再発防止を要請する。

生活の管理と契約

- 環境や社会に配慮された商品やサービスを選択する。
- 消費者のための制度（クーリング・オフなど）について理解するとともに、高齢者の見守り活動に参加し、こうした制度を活用する。
- 食事の際に食べ残しをなくす。
- 買い物の際に地域で作られた食品を買う。また、エコバッグを利用する。

情報とメディア

- 商品情報（パンフレット、広告など）、市町村や消費生活センターなどの発信する消費者情報、被害情報などを収集するように努め、またそれらをソーシャルメディアなどを活用して発信・共有する。
- 消費が環境や社会経済に与える影響に関する情報に関心を持ち、情報の収集・検討・発信を主体的に行う。

など

かしこい消費行動 ~食品ロス編~



かしこい消費行動 ~フェアトレード編~



なぜ？ 食品ロスを減らさなければいけないの？

その理由として食料問題だけでなく、ごみ問題などの環境問題が挙げられます。

食品・加工食品が生産される際には、多くのエネルギーが使われ、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生しています。その生産された食品を廃棄した場合、またその分の無駄な温室効果ガスを発生させることになるため、私たちの生活に深刻な結果をもたらす可能性のある地球温暖化に影響を与えることになります。

Take Action!
今日からはじめる、あなたのAction!

私は.....

.....で貢献します!

動画でもCheck!

「もったいない」という意識はあっても、どうすればいいのかわからないという方が多いのではないのでしょうか。難しく考えず、まずは身近なところから見直すことをお勧めします。例えば、買い物の中には冷蔵庫などの中を確認し、余計なものを買わない習慣をつけるだけで、各家庭の食品ロスが減ります。そのようなちょっとした取り組みでも、多くの方が実践すれば、しっかり効果が表れると思います。

公益財団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 東日本支部神奈川分科会 代表 安達俊明さん

なぜ？ フェアトレードが必要な の？

日本では発展途上国で生産された食料品や日用品が驚くほど低価格で販売されています。その安さの裏側では生産者に正当な対価が支払われていなかったり、生産効率を上げるために生産者の健康に害をおよぼすほどの農薬が使用されたり、生産者の生活が犠牲になっていることがあります。フェアトレードとは直訳すると「公平・公正な貿易」です。発展途上国の製品や原料を正当で適正な価格で取引することで生産者の生活を守るフェアトレードを行うのです。

Take Action!
今日からはじめる、あなたのAction!

私は.....

.....で貢献します!

動画でもCheck!

フェアトレードを理解するためには、「その商品とはどのような人たちによって、どのように作られているか」をあらかじめ考えることが大切です。商品を低価格で販売するためには、何らかの手段で生産コストを抑える必要があります。その手段が生産者の暮らしや人生、環境を壊すようなものでしたらどうでしょうか。かしこい消費者の選択として、ぜひ価格以外にも注目してみてください。

グリーンコンシューマーグループかわさき 徳野千鶴子さん



動画でもCheck!

なぜ？エコバッグを使うの？

レジ袋の多くはプラスチックを原料としています。プラスチックは石油由来の物質ですので、大量にレジ袋が生産されれば天然資源を大量に消費することにつながります。

レジ袋削減をきっかけとして、プラスチックごみ問題を考えて、プラスチックごみ全体を削減し、環境を守る取組みにつなげましょう。

私たちはグリーンコンシューマー10原則に基づいた行動、啓発活動を続けています。エコ(マイ)バッグはプラスチックごみ削減になるだけでなく、「必要なものを必要な量だけ買う」という原則を実践するのにも役立ちます。レジ袋は買った商品が入る分だけ提供されますが、マイバッグにすることで買える量(=バッグに入る量)が決まり、自然と無駄なものを買わなくなります。一石二鳥ですね。



Take Action!
今日からはじめる、あなたのAction!

私は.....
.....で貢献します!



動画でもCheck!

なぜ？消費者トラブルは起きるの？

私たちは日常生活の中で、「契約をする」と意識をしないで、様々な契約をしています。消費者の「契約」への知識が不足している場合に、消費者トラブルが起きやすくなります。また、最近では、メールやSNSを通じた怪しげなメール・勧誘をきっかけとして若者が悪質商法に巻き込まれるトラブルなどが多く発生し、その手口も複雑化・巧妙化しています。

消費者トラブルにあわないためには、まず「契約」について正しい知識を身につけることが大切です。
※詳しくは、別冊「消費生活安心ガイド」をご覧ください。

消費者トラブルにあったときは、速やかに消費者行政センターや事業者のお客相談室に相談してください。相談という私たちの行動によって、消費者庁などの国の機関や都道府県を動かすことで法の整備にもつながります。それにより、不適正な取引や表示、安全性を欠く製品やサービスが改善されたり、健全な事業者が育ち、良質で安全な商品・サービスが増えたりします。安全・安心に暮らすより良い未来と一緒に生きていきましょう！



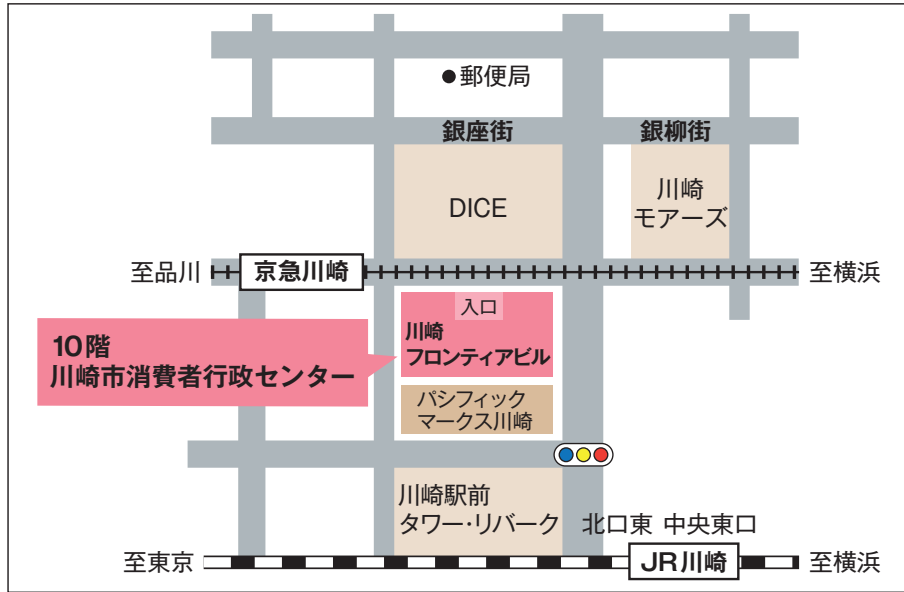
Take Action!
今日からはじめる、あなたのAction!

私は.....
.....で貢献します!



川崎市消費者行政センター所在地

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階



相談窓口電話番号

☎044-200-3030

- 相談時間:月～金曜日 9:00～16:00/土曜日 10:00～16:00
*日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く
*金曜日は電話相談のみ19:00まで受付 *土曜日は電話相談のみ受付
- 対象:市内在住・在勤・在学の方 ●方法:電話及び来所
- お越しになる場合は事前に電話連絡の上、契約書・関係書類をお持ちください。



消費者ホットライン 全国統一電話番号

局番なし 188 いやや!



電子メールによる相談

電子メールによる相談をお受けします(一部の携帯電話からのアクセスは不可)。消費者行政センターホームページにある消費生活相談「メール送信フォーム」から送信してください。

*電子メールによる回答は1回限りとさせていただきます。また、その他注意事項がありますので、ホームページのメール相談利用案内をご確認ください。

消費者行政センター
ホームページ



区役所での出張相談

要予約

- 多摩区役所:月曜日
 - 高津区役所:火曜日
 - 中原区役所:金曜日
- 相談時間
いずれも9:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

このリーフレットに関するお問合せ

川崎市消費者行政センター ☎044-200-3864

月～金曜日 8:30～17:15(土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)